

・平成18年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
日本赤十字北海道看護大学	平成17年度に交付された科学研究費補助金において、実態を伴わない印刷物の発注を行い、架空請求により大学から業者に支払われた補助金を預け金として業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成19年3月28日（学振） 24万円 ○応募資格の停止 4年 1人
北海道大学	平成10～11年度に交付された科学研究費補助金において、大量の消耗品を架空請求し、業者にその金額に相当する奨学寄附金を寄附するよう指示した。また、実態を伴わない謝金を水増ししてプール金として経理し他用途に使用したり、出張の日程変更による精算手続きを行わずに正規の旅費との差額分（使途不明）を受領していた。	○補助金の返還命令 平成19年3月26日（本省） 25万円 平成19年3月27日（学振） 61万円 （返還命令総額 86万円） ○応募資格の停止 5年 1人
中央大学	平成14～17年度に交付された科学研究費補助金において、同じ出張の旅費や郵送費を、科学研究費補助金と他の経費とで重複して請求したり、資料・書籍などの領収書の金額を改ざんし、補助金を不正に受領していた。 （留学中の家族への小包送付料への支出）	○補助金の返還命令 平成19年3月23日（本省） 76万円 平成19年3月28日（学振） 13万円 （返還命令総額 89万円） ○応募資格の停止 5年 1人
立命館大学	平成15年度～平成16年度の科学研究費補助金について、留学生の学費や生活費等を支援するために、実体のないアルバイト費を不正に請求していた。	○補助金の返還命令 平成19年2月26日（学振） 80万円 ○応募資格の停止 4年 1人
日本医科大学	平成10～15年度に交付された科学研究費補助金において、業者に指示し、架空請求により大学から業者に支払われた補助金を預け金として業者に管理させ、別途、研究に必要な物品をその都度業者から直接納品させていた。 また、謝金を過大に請求し、現金で保管し、本事業と直接関係のない実験補助員の謝金の支払いに使用していた。	○補助金の返還命令 平成19年3月13日（本省） 6,358万円 平成19年2月21日（学振） 100万円 （返還命令総額 6,458万円） ○応募資格の停止 4年 1人
早稲田大学	平成13年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また、当該研究者が社外取締役をしていた企業が大学に対して架空請求を行っていた。	【早稲田大学分】 ○補助金の返還命令 平成18年12月28日（本省） 470万円 ○応募資格の停止 5年 1人 ----- 【東京大学分】（※1） ○補助金の返還命令 平成18年12月28日（本省） 508万円 平成18年12月26日（学振） 508万円 （返還命令総額 1,016万円）
慶應義塾大学	平成15年度に交付された科学研究費補助金において、学内規程により原則として支払えないこととされていたビジネスクラス航空運賃を捻出するため、エコノミークラス航空運賃との差額分等について、消耗品を購入したように架空の請求書を作成するよう業者に命じ、これを大学に請求して不正に受領していた。また、私用目的で購入した書籍代（中学生参考書）や研究に直接関係のない物品（シェーバー）の購入代金を立替払金として大学に請求していた。	○補助金の返還命令 平成18年9月21日（本省） 47万円 ○応募資格の停止 5年 2人

※1 科学研究費補助金においては、研究分担者が不正を行った場合、当該研究課題の研究代表者が所属する研究機関から返還を受けるため、不正を行った研究者の所属機関と一致しない場

注 合がある。
科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあった研究課題の共同研究者（研究代表者又は研究分担者）に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。
平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。